

平成 26 年 9 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会
8 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

平成26年9月1日

◎ 議事日程 第1号

平成26年9月1日（月曜日）午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第8号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第9号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第10号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第6 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第1	会議録署名議員の指名について	3
日程第2	会期の決定について	3
日程第3	議案第8号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	4
日程第4	議案第9号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
日程第5	議案第10号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	4
日程第6	一般質問	13
(追加日程)	議案第11号 副広域連合長の選任について	18

◎出席議員（26人）

佐藤 豊美	丸山 広司	杉田 勝典
森山 昭	高橋 新一	小川 徹
関 龍雄	川田 一幸	渡辺 みどり
本間 清人	中島 義和	関根 正明

林	茂	加	賀	博	昭	浅	間	信	一
関	矢	富	樫	誠		小	林	政	榮
本	間	川	崎	昭	夫	山	口	周	一
諸	橋	佐	藤	守	正	藤	ノ	木	浩
津	野	松	浦	春	次				子

◎欠席議員（４人）

山	賀	一	雄	樋	口	英	一	塩	谷	寿	雄
池	田		力								

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠	田	昭	
副広域連合長	渡	邊	廣	吉
事務局長	野	本	信	雄
監査委員事務局長	田	辺	信	一（議会事務局長兼務）
業務課長	大	平	和	正
業務課長補佐	小	林	弘	典
総務係長	細	谷	智	昭
医療給付係長	土	沼		亨
企画システム係長	須	貝	裕	宣

◎職務のため出席した者

議会事務局長	田	辺	信	一
議会事務局員	遠	藤		滋
議会事務局員	今	井	英	幸

午後2時00分 開 議

○議長（佐藤豊美） 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年3月から8月までの例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

検査の結果は、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここにご報告いたします。

○議長（佐藤豊美） これより、平成26年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は26名であり、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しております。

△日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤豊美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において関矢孝夫議員及び 諸橋和史議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤豊美） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。

△日程第3 議案第8号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第4 議案第9号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第5 議案第10号 平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（佐藤豊美） 次に、日程第3、議案第8号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第5、議案第10号「平成26年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 広域連合長の篠田であります。

それでは、議案第8号から第10号について、説明させていただきます。

初めに、議案第8号、平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議案第9号、平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製した決算に、同条第2項の規定による監査委員の審査意見書を付して、同条第3項の規定による議会の認定をいただくため、提案するものであります。

それでは、歳入歳出決算の状況を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などであります。

次に、主な歳出です。事務局運営経費のほか、被保険者代表等の意見を伺うための懇談会の運営経費、制度周知のためのガイドブック作成等の広報経費、市町村が行う健康増進事業等への補助金など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であり、財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図ってまいりました。

この結果、平成 25 年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 11 億 8,818 万 3 千円で、収入率 98.8%、歳出総額 11 億 394 万 2 千円で、執行率 91.8%、歳入歳出差引額は 8,424 万 1 千円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの負担金等及び基金繰入金などであります。

次に、主な歳出です。療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業を実施する保健事業費などあります。

この結果、平成 25 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、これも千円単位で申し上げますと、歳入総額 2,528 億 8,900 万 3 千円で、収入率 96.4%、歳出総額 2,484 億 6,289 万円で、執行率 94.7%、歳入歳出差引額は、44 億 2,611 万 3 千円となっております。

次に、議案第 10 号、平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 36 億 7,789 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,556 億 4,919 万 3 千円とするものであります。

内容としましては、平成 25 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤豊美） なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

◎事務局長（野本信雄） 議長。

○議長（佐藤豊美） 野本事務局長。

〔野本事務局長、自席で説明〕

◎事務局長（野本信雄） それでは、議案第 8 号から第 10 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

失礼して、着席にて説明をさせていただきます。

あらかじめ議案書と併せて送付させていただいております薄いほうの冊子、「平成 26 年 8 月定例会提出議案の概要」という資料を中心に説明をさせていただきます。

お手元にご用意をお願いいたします。

開いていただきまして、1 ページをご覧ください。

議案第 8 号関係資料として、議案第 8 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」主なものについてご説明をいたします。

決算概要は記載のとおりであり、歳入歳出差引額である 8,424 万 1 千円は平成 26 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金を減額することにより精算をいたします。

次に、中ほどの「主な歳入」についてでございますが、分担金及び負担金については、後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する市町村からの共通経費負担金であります。

国庫支出金は、被保険者の健康増進のために市町村が行った人間ドック費用への助成をはじめとする「長寿・健康増進事業」等に対する財源として、国から受け入れた「補助金及び交付金」が主なものでございます。

なお、低所得者の保険料軽減分及び会社の健康保険など被用者保険の被扶養者だった方に対する保険料軽減分の財源約 15 億円は、前年度交付方式から当該年度交付方式に 25 年度より変更されたため、26 年度分としての前年度交付分が減額となっておりますが、これが、上段の「決算概要」での増減額の主な理由でございます。

繰入金につきましては、後発医薬品等の周知広報に係る経費の財源として、臨時特例基金を取り崩し充当したものであります。

続きまして、「主な歳出」の欄になります。

一般管理事務費の特別会計事務費繰出金ですが、医療給付に必要な事務費を特別会計へ繰出したものでございます。

以下、関係事業費の金額及び主な用途については、記載のとおりであります。

3 ページをご覧ください。

議案第 9 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算概要は記載のとおりであり、歳入歳出を差引額で、44 億 2,611 万 3 千円は、平成 26 年度に繰り越しますが、このうち 36 億 2,868 万 3 千円は、平成 25 年度分の医療給付費の実績精算により国・県・市町村及び社会保険診療報酬支払基金に対する返還金の財源として充当するため、実質の繰越額は 7 億 9,743 万円となります。

次に中ほどの「主な歳入」の欄になります。

市町村支出金ですが、被保険者が市町村に納付した保険料分及び市町村が医療給付に係る費用を定率で負担する療養給付費分をそれぞれ負担金として受け入れたものであり、金額は以下記載のとおりであります。

国庫支出金ですが、療養給付費負担金、調整交付金及び健康診査事業等に係る補助金を受け入れたものであります。

県支出金ですが、療養給付費負担金等を受け入れたものであります。

支払基金交付金ですが、国保や被用者保険などの負担金を財源とする現役世代からの支援金を窓口となっている社会保険診療報酬支払基金から受け入れたものであります。

繰入金ですが、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた一般会計繰入金のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分の財源として国からの交付金を積み立てていたものを取り崩し充当した臨時特例基金繰入金、平成 25 年度の保険料率を据え置くための財源として取り崩し充当した医療財政調整基金繰入金があります。

繰越金は、平成 24 年度からの繰越金でございます。

以上の歳入に関しまして、歳出における保険給付の伸びに伴い、全般的に増となっております。

次に「主な歳出」の欄になります。

総務費ですが、決算額 19 億 7,629 万 4 千円となります。

事業別の主な内訳は 3 ページから 4 ページに記載のとおりであります。

次に 4 ページの中程、保険給付費ですが、決算額は記載のとおりであり、療養諸費の療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、それに高額療養諸費、葬祭費であります。平成 24 年度に比べまして、全体として 2.4%の増となっております。

下段の県財政安定化基金拠出金ですが、決算額は記載のとおりであり、保険料

収入額の不足分等に対する財政リスクの軽減のため、新潟県が設置しております基金に対して広域連合からの拠出金でございます。

5 ページをご覧ください。

保健事業費ですが、健康診査事業についての各市町村への委託料であり、受診率につきましては 20.7%、平成 24 年度と比べますと 0.4 ポイントの増となっております。

ここで、本広域連合の保険事業についての成果について触れさせていただきます。

お手元の少し厚い本、「議会 8 月定例会議案」という冊子の「主要な施策の成果報告書」というインデックスが付いておりますが、「主要な施策の成果報告書」の部分をご覧くださいと思います。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

まず、9 ページの一番上の「保険料率及び賦課限度額」についてです。

保険料率は均等割が年額 3 万 5,300 円で、所得割は 7.15% となっております、制度開始からこの料率を維持してまいりました。

平成 26 年 3 月 31 日現在での賦課決定被保険者数は、表の右側の備考欄に記載の 37 万 2,945 人で、一人当たりの平均保険料は、年額 4 万 1,237 円となっております。

(2) の保険料の軽減状況ですが、均等割では 62.3%の方が軽減対象となっております、また所得割では 10.0%の方が軽減対象となっております。

10 ページの上の方、1 の (1) 被保険者数の推移ですが、平成 26 年 4 月 1 日時点では、35 万 4,835 人と、前年度より 1,677 人、0.5%の増となっております。

(2) の被保険者の内訳（負担割合別）で見ますと、窓口での 1 割負担の方が 96.0%、いわゆる現役並み所得者である 3 割負担の方は 4.0%となっております。

それでは、恐縮ですが先ほどの「議案概要」にお戻りいただきたいと思います。

「議案概要」7 ページにお戻りください。

ここでは、第 8 号議案及び第 9 号議案に関連いたしまして、財産の状況について説明させていただきます。

物品ですが、サーバ機は電算処理システム用の一括処理専用サーバ機を保有しているものであります。

後期高齢者医療制度臨時特例基金ですが、被扶養者及び低所得者の保険料軽減などの財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てていたものを、その目的のために一部を処分したもので、決算年度末現在高は、記載のとおりで

ございます。

後期高齢者医療財政調整基金であります。これまでの後期高齢者医療特別会計の実質繰越金を基金に積み立てているものであり、保険料を据え置くため、平成 25 年度に保険給付費の財源として一部を処分しております。

決算年度末現在高は、記載のとおりとなっており、引き続き、平成 26 年度の保険給付費にも充当する予定でございます。

次に、9 ページをご覧くださいと思います。

議案第 10 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」ご説明をいたします。

補正理由ですが、平成 25 年度保険給付費の実績に基づき、国・県・市町村などの負担金等の精算に係る経費を補正するもので 36 億 7,789 万 3 千円を追加するものであります。

「歳入予算」につきましては、市町村支出金の療養給付費負担金過年度分ですが、平成 25 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、市町村から負担金の不足分を受け入れるものであります。

繰越金ですが、前年度繰越金として、平成 25 年度の実績に基づく精算により、国・県・市町村・支払基金への返還金の財源を補正するものであります。

「歳出予算」になります。

諸支出金の償還金ですが、医療給付費等の実績に基づく精算により、国・県・市町村・支払基金から受け入れた平成 25 年度分の負担金等を返還する費用を補正するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤豊美） はい。

なお、この際、代表監査委員から議案第 8 号及び第 9 号についての審査結果の発言を求められております。しかし本日、小柴代表監査委員ならびに山賀議会選出監査委員ともに欠席との報告が監査委員事務局より受けましたので、監査委員事務局長の発言を許可します。

田辺監査委員事務局長。

◎監査委員事務局長（田辺信一） はい。議長。

〔田辺監査委員事務局長、登壇、説明〕

◎監査委員事務局長（田辺信一） 決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付されました平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめといたしましては、今後も引き続き、高齢者の医療費が増加していくと見込まれる中で、本制度を安定的に運営していくためには、医療費の動向把握や分析、保険料の収納対策などに努めるとともに、本制度が住民の理解と協力を得て、これからも被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思えます。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（佐藤豊美） それでは、これより、議案第 8 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

藤ノ木浩子議員。

◆藤ノ木浩子 はい。

[藤ノ木浩子議員、登壇、討論]

◆藤ノ木浩子 津南町議会 藤ノ木浩子と申します。

議案第9号 特別会計決算に反対討論を行います。

私ども日本共産党は、高齢者を年齢で差別し負担増を押し付ける、世界でも例のない高齢者いじめの医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すように求め、反対の発言をしてまいりました。

本議案についても同様であります。

新潟県の高齢者の現状から、今後75歳以上人口は増加しつづけるものと予測されています。

高齢者人口に対する、要支援、要介護認定者比率は平成26年19.6%と予想され、5人に1人の割合となっています。

新潟県の健康寿命と平均寿命との差は、男性が9.56年、女性は13.19年だそうです。

他県に比べ、長いというふうに聞き及んでおりますが、高齢化は益々顕著になってくるなかで、この制度は75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接跳ね返る仕組みになっているため、制度が存続する限り重い保険料負担は高齢者の生活を苦しめることとなります。

新潟県後期高齢者の医療制度では、25年度の保険料は据え置きましたが、25年度分として納められなかった保険料は、約5,900万円、26の自治体で滞納が出て

います。

滞納の繰越分も約 6,080 万円で、滞納繰越ゼロという自治体は 7 自治体。繰越分があった自治体も 23 自治体と毎年滞納者が出ております。

有効期間の短い「短期保険証」の発行は、平成 25 年 8 月 1 日に頂きました資料では、8 自治体 128 人です。

病気になりやすく、収入にも限りがある高齢者に制裁措置をとる制度は許せません。

低年金の高齢者に重い保険料負担になっていることは明らかです。

政府は年金の削減をし続け、来年はさらにまた介護保険料の改定があります。

二重三重に高齢者を苦しめることは、すべきではありません。

積極的に健康増進事業を国の責任において進め、高齢者に温かい政治が、今求められています。

よって、高齢者を苦しめる制度は廃止し、元の老人保険に戻すことを求めて反対討論いたします。

○議長（佐藤豊美） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 9 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 10 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号「平成 26 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 一般質問について

○議長（佐藤豊美） 次に、日程第 6、一般質問を行います。

質問をする場合は、通告した内容の範囲内で質問し、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は 3 回までとなりますが、初回は登壇席から、2 回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申合せによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたします。

発言時間は、1 人 15 分以内、答弁を含めて 30 分以内となっております。

それでは、通告により、藤ノ木浩子議員に質問を許します。

◆藤ノ木浩子 はい。

〔藤ノ木議員、登壇、質問〕

◆藤ノ木浩子 一般質問を行います。

1点めは、「国民健康保険の広域化と後期高齢者医療との関係が今後どうなるのか」についてお伺いいたします。

国民健康保険は、多くの高齢者、自営業者、非正規雇用の方が加入している医療保険ですが、多くの自治体で値上げが行われており、払いたくても払えない保険料負担が大きな問題となっております。

政府は、この国民健康保険を県で一つにする広域化を進めようとしています。

既に県で一つとなった後期高齢者医療は、国民健康保険と一緒にする方向なのでしょうか。

このまま存続していくのでしょうか。どのように見ておられるのかお伺いいたします。

2点めは、保険料の負担軽減についてであります。

75歳以上の高齢者を別立てにしている、この後期高齢者医療制度は、たとえ月2・3万円の少ない年金でも、一人一人に負担を求めています。

お年寄りからは、医療保険料と介護保険料の年金からの容赦ない天引きで生活できないと悲鳴の声があがっています。

制度の中で、保険料の軽減制度があるにしても、低所得者への負担は重く、暮らしと健康に大きく影響を与えています。

前回の予算議会でのなかで、一つの例として私はあげました。

Aさんという女性は、年間の年金は34万9,600円。医療保険料は、3万5,300円でした。介護保険料は6万円です。

医療と介護保険料をあわせると、約10万円が天引きされています。75歳を過ぎた息子が、毎日介護している状況です。

これだけ天引きされたのでは、まともに医療、介護サービスは利用できません。重い負担だと思いませんか。

「低所得者の方には負担を求めない」軽減策を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

[篠田広域連合長、登壇、答弁]

◎**広域連合長（篠田昭）** 藤ノ木浩子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「国民健康保険の広域化との関係について」です。

現在、進められている国保の広域化や国の国保財政の支援強化に関する議論は、国保の財政基盤の安定化を図ることにつながるものと認識しております。

後期高齢者医療制度は、国民健康保険などからの支援金を財源の一部としていることから、国保の財政基盤の安定化は必要なものと考えております。

また、後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において、「現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」との意見が出されていることから、当面は、現行制度が維持されるものと考えております。

次に、「保険料の負担軽減について」です。

後期高齢者医療制度では、保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得額に応じて決まる「所得割額」との合計額となっております。

保険料においては、低所得者の負担を少なくするという観点から、国の基準により軽減制度を設けており、世帯の所得状況に応じて「均等割額」を7割、5割、2割の三段階で軽減しております。

また、低所得者の更なる軽減策として特例措置を設け、7割軽減対象世帯を所得状況により、さらに9割、8.5割の軽減に拡充するとともに、所得割額を負担する者のうち、所得が低い者については、所得割額を一律5割軽減しております。

なお、平成26年度からは、均等割額を減額する基準のうち、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を変更し、保険料軽減の対象範囲を拡大することにより、一層の負担軽減に努めているところであり、現時点において、さらなる軽減策は考えておりません。

○**議長（佐藤豊美）** はい。藤ノ木浩子議員。

[藤ノ木議員、自席、質問]

◆**藤ノ木浩子** 第1点めの国保との関係についてです。

この後期高齢者医療制度は、まだ国保とは一緒にならないということですが、

国保については、国は医療費を抑える仕組みとして、県で一つにするという方向のようですが、国保の広域化と、今既に広域化として県で一つになっている後期高齢者医療制度は、一緒になったほうが良いと思われるのでしょうか。

もう一度お願いいたします。

それから保険料について、軽減策はあるとのことですが、例えば具体的に申し上げたいのですが。

所得状況によって、高齢者の保険料は、お一人お一人が決まるということですが、先ほど申し上げましたように、年金が34万9,600円という方、本当に少ない年金でありますし、ここの世帯の息子さんは農業収入も少しあって課税世帯だと思います。

しかし、ある高齢者の方ですが、例えば世帯によって違うとのことですが、年金が年間91万2,000円の方の保険料が、年間で3,500円ともお聞きしました。

そうしますと、一人一人から保険料をいただいている訳で、私は国のこれまでの軽減策はあるにしても、「本当に年金収入が少ない」こういった方には、やはり収入に応じて保険料負担の軽減を考えるべきだというふうに考えておりますが、もう一度お願いいたします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（佐藤豊美）** 広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 国民健康保険と後期高齢者医療制度が、今後どうなるのかということについてですが、先ほどお答えしましたとおり、後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において、「現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」との意見が出されておりますので、当面は現行制度が維持されるものと考えております。

また、保険料の軽減判定について、藤ノ木議員がご指摘された例も含めまして、世帯単位で判定を行うということは、国が法で定めております。

平成20年4月の後期高齢者医療制度設立時には、負担軽減の特別対策の決定に際し、検討すべき課題とされ、他の制度との関連や整合性も含めて結論を得たものと承知しております。

今後も、保険料軽減判定は、個人単位ではなく、世帯単位で行うべきものと考えております。

○議長（佐藤豊美） 藤ノ木議員。

〔藤ノ木議員、自席、質問〕

◆藤ノ木浩子 保険料についてですが、高齢者が例えば息子さん夫婦と一緒に暮らしている世帯については、いくら年金が少なくても、標準額に届くようになっています。

私は、介護保険料も後期高齢者医療の保険料も、お一人お一人から天引きする訳ですから、やはり本人の収入に応じた保険料にすべきだと思っています。

「他の制度との整合性」とも、おっしゃいましたが、やはり両方その観点で年金の少ない方は、もっと軽減し34万9,600円の方から、医療保険、介護保険を10万円も引く、負担していただくことは、私は、すべきでないと思います。

もう一度お伺いいたします。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎広域連合長（篠田昭） 先ほども申し上げましたように、この軽減判定について世帯単位で行うということは、国が法で定めている基準に則って行っております。

これについては、国の法で定めている基準を守っていくということになります。

○議長（佐藤豊美） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

△日程追加 議案第 11 号 副広域連合長の選任について

○議長（佐藤豊美） ただ今、広域連合長から議案第 11 号「副広域連合長の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。

ここで、日程を追加し、本議案を議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

広域連合長の説明を求めます。

篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第 11 号、副広域連合長の選任について、説明させていただきます。

副広域連合長の選任につきましては、現在、渡邊廣吉氏よりその職を務めていただいておりますが、本年 9 月 4 日をもって副広域連合長の任期が満了することから、後任の副広域連合長に渡邊廣吉氏を引き続き選任いたしたく、当広域連合規約第 12 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意をお願い申し上げます。

○議長（佐藤豊美） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（佐藤豊美） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号「副広域連合長の選任について」を採決いたします。

本件について、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件については、これに同意することに決しました。

この際、渡邊副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡邊副広域連合長。

〔渡邊副広域連合長 登壇・あいさつ〕

◎副広域連合長（渡邊廣吉） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、副広域連合長の選任議案につきまして、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

引き続き、篠田広域連合長を補佐し、被保険者の皆様方が安心して医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

どうか、議員各位におかれましては、これまで以上のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げながら、一言、就任のごあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤豊美） これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成26年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時44分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

佐藤豊美

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

関矢孝夫

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

諸橋和史